

平成 2 9 年 第 4 回 定 例 会

都 市 建 設 常 任 委 員 会 会 議 概 要

委 員 長 秋 村 光 男

副 委 員 長 長 谷 川 章 悦

1 開催日 平成29年12月14日（水曜日）

2 開催場所 第2委員会室

3 審査案件

- 議案第178号 青森市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
議案第179号 青森市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
議案第181号 青森市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
議案第180号 青森都市計画事業石江土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例の制定について
議案第185号 公の施設の指定管理者の指定について（市営住宅（青森地区））
議案第186号 公の施設の指定管理者の指定について（市営住宅（浪岡地区））
議案第208号 市道の路線の廃止について
議案第209号 市道の路線の認定について

4 報告事項

（1）事故の報告について

○出席委員

| | | | |
|------|-------|----|-------|
| 委員長 | 秋村光男 | 委員 | 木戸喜美男 |
| 副委員長 | 長谷川章悦 | 委員 | 里村誠悦 |
| 委員 | 天内慎也 | 委員 | 木下靖 |
| 委員 | 山本武朝 | 委員 | 丸野達夫 |

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|---------|-------|-------------|--------|
| 企業局長 | 中川 覚 | 都市整備部参事 | 石郷 昭規 |
| 都市整備部長 | 大櫛 寛之 | 都市整備部参事 | 岡山 幸司 |
| 都市整備部理事 | 八戸 認 | 都市政策課長 | 佐々木 浩文 |
| 水道部長 | 相馬 政人 | 水道部総務課長 | 一戸 隆雄 |
| 交通部長 | 多田 弘仁 | 交通部管理課長 | 今 国弘 |
| 交通部理事 | 赤坂 寛 | 浪岡事務所都市整備課長 | 小笠原 聡 |
| 都市整備部次長 | 長井 道隆 | 関係課長等 | |

○事務局出席職員氏名

議事調査課主査 石 澤 貴 志

議事調査課主事 高 木 渉

○秋村光男委員長 ただいまから、都市建設常任委員会を開会いたします。

欠席者、遅刻者の連絡は入っておりません。

それでは、今期定例会において本委員会に付託されました議案 8 件について、ただいまから審査をいたします。

初めに、議案第 178 号「青森市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）議案第 178 号「青森市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

議案第 178 号関係資料 1 をごらんください。

初めに、提案理由についてであります。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第 7 次地方分権一括法が本年 7 月 26 日に施行されたことに伴い、住宅使用料の算定に用いるために入居者に義務づけていた収入申告につきまして、認知症患者等の申告義務を免除できることとなったことから、本市の条例におきましても、所要の改正をしようとするものであります。

次に、改正の内容についてであります。市営住宅に入居する全世帯に義務づけていた毎年度の収入申告について、免除対象者が申告を行うことが困難な事情にあると認められる場合、申告の義務を免除し、市が当該入居者の雇い主、取引先その他の関係人に報告を求める方法、もしくは官公署に必要な書類を閲覧、記録させることを求める方法により、把握した収入を認定することとするものであります。

免除対象者は、資料の①から④に該当する認知症等の方々としております。

次に、具体的な改正の内容について御説明いたします。

議案第 178 号関係資料 2 「青森市営住宅管理条例新旧対照表」をごらんください。下線部が今回の改正箇所となります。

第 2 条第 4 号につきましては、改正後の本条例で昭和 26 年建設省令第 19 号の引用が複数発生することに伴う略称規定を追加したものであります。

第 15 条第 1 項中の下線部第 5 項につきましては、本条に第 3 項を加えたことによる項ずれによるものであります。

資料 2 ページの同条第 2 項中の下線部「第 35 条第 1 項の規定による請求」を、「第 35 条の規定による報告の請求」と改めたのは、公営住宅法の改正にならった文言及び引用条項の整理によるものであります。

続きまして、第 15 条第 3 項であります。資料 1 で御説明した免除対象者である公営住宅法施行規則第 8 条に掲げる者が、収入申告を行うこと及び市が入居者に収入の状況について報告を求める請求を行ったにもかかわらず、

請求に応じることが困難な事情にあると認められる場合の使用料の算出方法について、市が当該入居者の雇い主、取引先その他の関係人に報告を求める方法、もしくは官公署に必要な書類を閲覧、記録させることを求める方法により把握した収入に基づき、使用料を決定することとするを追加したものであります。

第 15 条第 4 項及び第 5 項につきましては、第 3 項を追加したことによる項ずれであります。

第 16 条につきましては、第 1 項では、市営住宅の入居者の毎年度の収入申告義務につきまして、公営住宅法施行規則第 8 条に掲げる者が、収入申告が困難な事情にあると市が認めた場合の免除についての規定を加えたものであります。

第 2 項では、収入の申告による収入の認定について公営住宅法施行規則第 8 条に掲げる者が、収入申告が困難な事情にあると市が認めた場合、市が当該入居者の雇い主、取引先その他の関係人に報告を求める方法、もしくは官公署に必要な書類を閲覧、記録させることを求める方法により把握した方法により、収入認定を行うものとする規定を追加したものであります。

3 ページをごらんください。

第 30 条につきましては、第 15 条に第 3 項を加えたことにより、引用する当該条項を追加したものであります。

また、収入超過者の家賃の算定方法について規定されている公営住宅法施行令が、公営住宅法施行規則第 8 条に掲げる者で、収入申告が困難な事情にある場合において、これを準用するものと改正されたことにあわせて、本条例におきましても同様に改正するものであります。

第 35 条につきましては、使用料等の決定等において、市が当該入居者の雇い主、取引先その他の関係人に報告を求め、または官公署に必要な書類を閲覧、記録させることを求めることができる規定であります。第 15 条に第 3 項を追加することに伴う引用条項の追加であります。

第 38 条につきましては、公営住宅法施行令の改正により、引用条項の条ずれが生じることによるものであります。

最後に、附則におきまして、施行期日を公布の日からとし、また、経過措置として、条例改正後の規定は、平成 30 年度以降の年度の毎月の使用料に係る収入の申告について適用するものとしております。

以上、議案第 178 号について御説明いたしました。委員の皆様には慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○秋村光男委員長 それでは、これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。木下委員。

○木下靖委員 これまで収入申告が困難な場合は、どのように対応していたんでしょうか。

○秋村光男委員長 都市整備部長。

○大榎寛之都市整備部長 担当課から回答いたします。

○秋村光男委員長 住宅まちづくり課長。

○石郷昭規都市整備部参事 住宅まちづくり課の石郷と申します。

今までは同居の家族の方とかからの聞き取りや申し出で把握している状況でございます。

○秋村光男委員長 木下委員。

○木下靖委員 今回それが改正になったということは、それでは何らかの不都合が生じるということでしょうか。

○秋村光男委員長 都市整備部長。

○大榎寛之都市整備部長 担当課から回答いたします。

○秋村光男委員長 住宅まちづくり課長。

○石郷昭規都市整備部参事 典型的な事例として、単身で住まわれている方については、あるとき急に認知症になられるということも十分あり得る話であり、そういう際には御家族とか周りの方がいらっしゃらないというケースも考えられますので、そういうことに備える措置でございます。

○秋村光男委員長 木下委員。

○木下靖委員 雇い主というのは理解できるんですけども、取引先というのはどういったケースなんでしょうか。

○秋村光男委員長 都市整備部長。

○大榎寛之都市整備部長 担当課から回答いたします。

○秋村光男委員長 住宅まちづくり課長。

○石郷昭規都市整備部参事 雇い主とは、いわゆる使われていた、雇用されていた人であり、取引先とは、自営業であった方々については、雇い主がいりませんので、取引先から報告を求めるというイメージでございます。

○秋村光男委員長 ほかにありませんか。天内委員。

○天内慎也委員 地方分権一括法のそもそもの国会の議論で反対でしたので、反対になるんですが、今、担当課からも説明がありましたけれども、単身で認知症の方が住んでいるというときに、当然認知症だから判断ができない。そうした場合に、例えば介護とか誰か手助けする人がいなければだめだと思うんです。誰が手助けするのか教えていただけませんか。

○秋村光男委員長 都市整備部長。

○大榎寛之都市整備部長 担当課から回答いたします。

○秋村光男委員長 住宅まちづくり課長。

○石郷昭規都市整備部参事 手助けというのは収入の把握という意味だと思
うんですが、最もわかりやすいのは医師の診断書があればいいんですけれど
も、今、天内委員がおっしゃったようなケースでは、診断書等も出してもら
えない場合には、医療とか介護等の事務に従事している職員の方、例えばケ
アマネジャーとかそういう方々からの意見書等によって、認知症である者に
準ずる者と判断します。

○秋村光男委員長 天内委員。

○天内慎也委員 ということは、主に介護支援専門員といわれるケアマネ
ジャーの仕事になると思うんですが、今、だんだん高齢者がふえてきている
中で、ケアマネジャーの仕事はかなり忙しい業務だと私は思っているんです
けれども、例えば介護支援専門員の団体などの了解はもらっているのか、お
答えいただけませんか。

○秋村光男委員長 都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 担当課から回答いたします。

○秋村光男委員長 住宅まちづくり課長。

○石郷昭規都市整備部参事 了解をもらっているのかということであれば、
私どもは直接もらってはおりません。

○秋村光男委員長 天内委員。

○天内慎也委員 資料に対象者として、介護保険法や知的障害者福祉法とか
書いているので、これらの団体の了解はもらっておくべきでないかと私は思
いますので、指摘しておきます。

あとは、万が一認知症の方の情報とかが漏れたりするなどの不利益になる
かもしれないというところも私は疑問に思っていますので、それらの意見も
申し添えて、反対といたします。

○秋村光男委員長 そのほか、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○秋村光男委員長 質疑はないものと認めます。

それでは、これより採決いたします。

反対意見がありますので、起立によって採決いたします。

議案第 178 号について、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成
の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○秋村光男委員長 賛成多数であります。

よって、議案第 178 号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 179 号「青森市都市公園条例の一部を改正する条例の制定に
ついて」及び議案第 181 号「青森市道路占用料徴収条例の一部を改正する条
例の制定について」は関連があることから、一括議題といたします。

なお、採決は議案ごとに行います。

両案に対する説明を当局から求めます。都市整備部理事。

○八戸認都市整備部理事 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）議案第 179 号「青森市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について」及び議案第 181 号「青森市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」は関連がありますので、まとめて御説明申し上げます。

御説明の順番につきましては、前後してしまいますが、初めに議案第 181 号の青森市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

資料の 1、議案第 181 号関係の概要をごらんいただきたいと思います。

初めに、提案理由についてであります。青森市道路占用料徴収条例は、道路法の規定により徴収する市道の占用料の額及び徴収方法を定めております。

市ではこれまで道路占用料の額につきましては、道路法施行令別表に規定する国道に係る占用料の額と同額としているところであります。

今回、この道路法施行令が改正されましたことから、本市においても、条例の一部を改正するものであります。

次に、改正内容の「(1) 占用料の改定」についてであります。道路法施行令におきましては、占用料の額について、近年の地価動向を反映した改正内容となっており、本市においても、道路法施行令に定められた占用料と同額とすることとし、改定を行うものであります。

次に、「(2) 地下に設ける食事施設等の占用料の額の適正化」についてであります。道路法施行令第 7 条第 8 号において占用許可の対象とされている食事施設等のうち、トンネルの上または高架の道路の路面下に設けるもの及び上空に設けるもののほか、地下に設けるものに係る区分が新たに設けられましたことから、同様の改正を行うものであります。

続いて、「(3) 占用面積等の端数処理方法の精緻化」についてであります。道路法施行令の改正によりまして、道路占用料の額の計算方法において、占用物件の占用面積や長さに 1 平方メートルまたは 1 メートル未満の端数があるときは、これまでは切り上げて整数で計算していたものを、より精緻に道路占用料の額を算出するため、0.01 平方メートルまたは 0.01 メートル未満の端数を切り捨て、小数点第 2 位まで求めるよう端数処理方法が精緻化されましたことを受けて、同様の改正を行うものであります。

以上のように、当該条例の一部を改正することとし、施行期日につきましては、青森県及び近隣自治体の動向を勘案し、平成 30 年 4 月 1 日から施行しようとするものであります。

続きまして、資料 2 をごらんください。

今回の条例改正に伴う占用料の新旧対照表であります。

これは、青森市道路占用料徴収条例の別表から抜粋したもので、今回の対象となる占用料について掲載しております。

改正される単価につきましては増減がありますが、本市の占用許可物件の大半を占めます電柱、ガス管等の物件については、おおむね引き上げとなるものであります。

続きまして、議案第 179 号「青森市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

配付しております資料 1 「議案第 179 号関係資料」をごらんください。

初めに、提案理由についてであります。青森市都市公園条例では、都市公園法に規定されている都市公園の占用に係る使用料を定めております。

当該占用に係る使用料のうち、電柱、電線、水道管、下水道管、ガス管などの青森市道路占用料徴収条例に定める道路占用物件と同一または類似する物件の占用に係る使用料につきましては、昭和 33 年 4 月の旧青森市における都市公園条例の制定以来、これまで青森市道路占用料徴収条例に定めている占用料に準じて、その額を定めてきたところであります。

今回、青森市道路占用料徴収条例の一部を改正することから、青森市都市公園条例につきましても、一部を改正するものであります。

次に、改正内容の「(1) 占用に係る使用料の改定」についてであります。青森市道路占用料徴収条例に定める道路占用物件と同一または類似する物件の占用に係る使用料につきましては、道路占用料と同じ額として改定するものであります。

次に、「(2) 占用面積等の端数処理方法の精緻化」についてであります。青森市道路占用料徴収条例を準用し、占用物件の面積や長さについて、1 平方メートルまたは 1 メートル未満の端数があるときは切り上げて整数で計算していたものを、0.01 平方メートルまたは 0.01 メートル未満の端数を切り捨てて計算するものであります。

次に、施行期日につきましては、準用いたします青森市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の施行期日と同一とし、平成 30 年 4 月 1 日とするものであります。

続きまして、資料 2 をごらんいただきたいと思えます。

今回の条例改正に伴います、占用に係る使用料の新旧対照表であります。

これは、青森市都市公園条例別表 2 (第 19 条関係) から抜粋したものでありまして、今回の改正の対象となる使用料について掲載しております。

改正後の使用料につきましては、道路占用料と同様、おおむね引き上げとなるものであります。

以上、議案第 179 号「青森市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について」及び議案第 181 号「青森市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」、慎重なる御審議の上、御議決を賜りますよう、お願い申し上げます。

説明は以上でございます。

○秋村光男委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。天内委員。

○天内慎也委員 この道路占用料について、本市では対象となるものは何になるのか、それと引き上げということですがけれども、総額幾ら引き上げになるのかお聞きします。

○秋村光男委員長 都市整備部理事。

○八戸認都市整備部理事 担当課から回答いたします。

○秋村光男委員長 道路維持課長。

○岡山幸司都市整備部参事 本市の場合、対象になるほとんどのものが電力柱とか電話柱など電信関係の柱が主になります。そのほか、ガスとかの埋設管が対象になっております。

増額に伴っての金額になりますけれども、およそ 100 万円ほど歳入がふえるということでありませう。

○秋村光男委員長 天内委員。

○天内慎也委員 ライフラインの会社ということで、N T T 東日本とか青森ガスになると思うんですけども、大きな会社を対象になるということで、一応確認しますが、これは一般の市民は関係ないと考えてよろしいですか。

○秋村光男委員長 都市整備部理事。

○八戸認都市整備部理事 担当課から回答いたします。

○秋村光男委員長 道路維持課長。

○岡山幸司都市整備部参事 一般の市民生活については、影響あるものはほとんどございませう。

○秋村光男委員長 天内委員。

○天内慎也委員 市民にはね返らない、関係ないということも確認したので、特に反対はしませう。

○秋村光男委員長 木下委員。

○木下靖委員 青森市内では対象施設はないらしいということは今の説明でわかったんですが、地下に設ける食事施設等に当たるものの中で、トンネルの上、あと、上空に設けるものというのは、具体的にどういうものを指すんでしょうか。

○秋村光男委員長 都市整備部理事。

○八戸認都市整備部理事 担当課から回答いたします。

○秋村光男委員長 道路維持課長。

○岡山幸司都市整備部参事 ここに掲げている件については、青森市内にはありませんけれども、大都会ですと、道路の下に商業施設が張りついたり、飲食店が張りついたりしていますので、その部分の占用料を設けたものになります。

トンネルについても、トンネルの上に飲食店とかそういう施設がある場合の物件の占用ということになります。

〔木下靖委員「上空というのは」と呼ぶ〕

○岡山幸司都市整備部参事 上空については不確かな情報ですけれども、看板とかそういうものになるのではないかと思います。

○秋村光男委員長 ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○秋村光男委員長 なければ、これにて質疑は終了いたします。

これより採決いたします。

採決は議案ごとに行います。

まず、議案第 179 号「青森市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について」採決いたします。

議案第 179 号については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○秋村光男委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 179 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 181 号「青森市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」採決いたします。

議案第 181 号については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○秋村光男委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 181 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 180 号「青森都市計画事業石江土地地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。都市整備部理事。

○八戸認都市整備部理事 議案第 180 号「青森都市計画事業石江土地地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

資料をごらんいただきたいと思います。

初めに改正理由であります。資料 1 をごらんいただきたいと思います。

本市では、平成 14 年度から進めております石江土地地区画整理事業において、

既に造成等の工事が完了し、来年度には事業の最終段階であります換地処分を行うこととしており、現在、鋭意業務を行っているところであります。

この換地処分に伴い、従前の宅地に対して定められるべき換地は、原則、従前の宅地の権利価額に見合うように定めることとなっておりますが、個々の宅地について誤差なく厳密に定めることは極めて困難であるため、それぞれの換地間の不均衡を土地区画整理法によりまして、金銭——以下、清算金と言いますが、金銭で是正するものとされており、この清算金は、交付または徴収することとなっております。

この清算金の徴収対象者が分割納付を希望する場合に、当該清算金に付すべき利子を年6%以内で施行規程において定めることとなっているため、利率を定めるなどのための本施行規程の一部を改正するものであります。

改正内容であります。本施行規程第28条に分割納付いただく場合の利子の利率を定めます。

その利率の考え方ですが、清算金は、換地の不均衡是正を目的とし、分割徴収は、金銭的負担の軽減を目的としていること、また、市中銀行の超低金利を考慮いたしますと、市中銀行の金利を超えて利率を定めることは不相当であると考えているところであります。

このことから、分割徴収の利率につきましては、地方公共団体が資金の貸し付けを受ける際に利用するもののうち、地方公共団体向けに資金貸し出しをする場合の財政融資資金の貸出利率と同一の利率とする内容を加えるなど、一部を改正するものであります。

次に、資料2の本施行規程の新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。

2ページ目の中段、第28条第3項が今回の改正により、新たに追加するものであります。第4項以降につきましては、項ずれによるものであります。また、今回の改正にあわせ、1ページ目の施行規程第1条の項ずれを訂正することとし、「第3条第3項」を「第3条第4項」に改めるものであります。

なお、施行日は公布の日を予定しており、実際の清算金の徴収及び交付に係る通知書発送等の業務につきましては、平成30年9月頃から開始する予定としております。

以上、議案第180号について御説明申し上げましたが、慎重なる御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

説明は以上でございます。

○秋村光男委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。山本委員。

○山本武朝委員 参考までに教えてほしいんですが、確かにこの低金利時代に利率6%というのは合わないと思うんですけども、参考までに、今、地方公共団体が借りているこの長期資金の貸付金の最近の利率は、何%くらい

ですか。

○秋村光男委員長 都市整備部理事。

○八戸認都市整備部理事 0.01%になります。

○秋村光男委員長 ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○秋村光男委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○秋村光男委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 180 号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 185 号「公の施設の指定管理者の指定について（市営住宅（青森地区））」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 議案第 185 号「公の施設の指定管理者の指定について（市営住宅（青森地区））」について御説明申し上げます。

公の施設の指定管理者の指定につきましては、青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、市長が指定管理者の候補者を決定し、議会の議決を経て指定することになっております。

このたび、平成 29 年度末をもって指定期間が満了となります青森市営住宅等につきまして、指定管理者の候補者を決定しましたことから、本条例に基づき指定に係る議案について提出するものであります。

初めに、議案第 185 号関係資料 1 をごらんください。

青森地区の青森市営住宅等につきましては、平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日までの 5 年間、22 施設を一括管理することとし、今年度公募を実施いたしました。

8 月 1 日から 9 月 8 日の間の募集では、1 者から応募があったところありますが、学識経験者、税理士及び市職員を委員とする青森市指定管理者選定評価委員会による審査の結果、応募者からの提案額が指定管理料基準額を上回っており、選定基準を満たしていなかったことから選定されなかったため、10 月 6 日から 10 月 27 日まで再募集を行いました。

指定管理者の選定につきましては、青森市指定管理者選定評価委員会が 11 月 10 日に行われ、候補者として協同組合タッケンが選定されたところです。

続きまして、議案第 185 号関係資料 2 「指定管理者選定評価委員会審査結果」をごらんください。

対象となる施設は、「1 対象施設」に記載のとおり、青森地区の青森市営

住宅等であります。

選定方法は、「2 選定方法」の、「(1) 選定基準及び配点」の表のとおり、「1 管理運営全般について」、「2 管理について」、「3 運営について」及び「4 効率性について」の4項目で評価いたしました。

評価項目の「1 管理運営全般について」につきましては、「管理運営方針」から「財務の健全性」までの4項目について評価し、配点は30点としております。

評価項目の「2 管理について」につきましては、「地元雇用への配慮」から「福祉に関する取組」までの9項目について評価し、配点は50点としております。

評価項目の「3 運営について」につきましては、「市民の平等な利用を確保するための方針」から「不法行為等への対応」までの6項目について評価し、配点は40点としております。

最後に、評価項目の「4 効率性について」につきましては、経費の妥当性と全体経費の縮減等を収支計画によって評価するもので、30点を配点しており、これら4項目合計の150点を満点としております。

次に、2ページをごらんください。

「(2) 個別項目採点基準」ですが、採点は「大変よい」から「全く不十分」までを各項目において評価しております。

「財務の健全性」では、直近3事業年度の当期利益及び利益剰余金を採点対象とし、一度でも債務超過の状態がある団体については、応募資格がないものとし、利益剰余金がマイナスの場合は、審査の結果失格とする場合があります。配点は10点となっております。

「4 効率性について」の採点では、提案された事業計画、その他の提案内容等と指定管理料を総合的に勘案して評価するものとなっております。

次に、3ページをごらんください。

選定に当たっては最低得点を設定しており、これを下回る場合は失格とすることとしております。

最低得点は2ページの上の表のとおり、個別項目の「普通」と評価される場合の点数の合計と、財務の健全性における配点10点のうち50%に当たる点数及び効率性の基本点を合計して算出した82点に設定しております。

なお、「効率性について」を除く獲得点数の合計が、個別項目採点基準において、普通とした点数及び財務の健全性の配点のうち50%の点数の合計67点に満たない場合も失格としております。

「(3) 選定評価委員会委員」及び「(4) 選定評価委員会開催日」につきましては、記載のとおりであります。

また、応募団体は、協同組合タッケン1者であります。

次に、4ページをごらんください。

候補者の選定審査を行った結果、応募資格を満たし、審査結果である評価点数も115.94点と最低得点の82点以上であったこと、また、「効率性について」を除いた場合に、普通とした点数及び「財務の健全性」の配点の50%の点数の合計である67点以上の点数、92.75点を獲得していることから、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間の青森地区の青森市営住宅等22施設の指定管理者候補者として、協同組合タッケンを選定いたしましたところであります。

以上、議案第185号について御説明いたしました。慎重御審議の上、なにとぞ御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○秋村光男委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。木下委員。

○木下靖委員 以前聞いたかもしれないですけども、最初の指定管理料を超える提案であったので不調というか1回目は流れて、今回決まったんですが、その相違点はどこにあるんでしょうか。

○秋村光男委員長 都市整備部長。

○八戸認都市整備部理事 担当課から回答いたします。

○石郷昭規都市整備部参事 2回目の再募集に当たっては、募集要項及び仕様書の見直しをして再募集を行ったんですが、大きく変わったところは3点あります。

1つは、建築基準法の改正に伴い法定点検の項目が1つふえましたので、その分についての見直しを行っております。もう1つは、合浦団地につきましてはデイサービスセンターとの併設の施設でしたので、防火管理者の位置づけについて、当初は全館を1者で管理するという位置づけで出したんですが、どうしても性格の異なる施設ですので、そこの防火管理者の位置づけを応募しやすいように直しています。3つ目は、精算項目につきまして、今回修繕を精算対象経費としたんですけども、そのほかに、法定点検とか除排雪あるいは樹木の剪定などについても精算項目に変更することによって応募しやすい環境をつくって再募集をかけた結果でございます。

○秋村光男委員長 ほかにありませんか。天内委員。

○木下靖委員 一般質問でも、市営住宅の指定管理者制度について反対の立場でさまざまな意見を述べていますので、同じ立場で議案第185号と議案第186号に反対します。

○秋村光男委員長 ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○秋村光男委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○秋村光男委員長 ご異議がありますので、起立により採決いたします。

議案第 185 号については原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○秋村光男委員長 起立多数であります。

よって、議案第 185 号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 186 号「公の施設の指定管理者の指定について（市営住宅（浪岡地区））」について議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 議案第 186 号「公の施設の指定管理者の指定について」御説明申し上げます。

このたび、平成 29 年度末をもって指定期間が満了となります浪岡地区の青森市営住宅等につきまして、指定管理者の候補者を決定いたしましたことから、青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例に基づきまして、指定に係る議案について提出をいたします。

初めに、議案第 186 号関係資料 1 をごらんください。

浪岡地区の青森市営住宅等につきましては、平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日までの 5 年間、6 施設を一括管理することとし、今年度公募を実施いたしました。

指定管理者の募集期間は 8 月 1 日から 9 月 8 日まで募集要項を配布し、9 月 1 日から 9 月 8 日まで応募の受け付けをいたしました。

指定管理者の選定につきましては、青森市指定管理者選定評価委員会が 10 月 19 日に行われ、候補者として有限会社皆成建設が選定されたところであります。

続きまして、資料 2 「指定管理者選定評価委員会審査結果」をごらんください。

対象となる施設は、「1 対象施設」に記載のとおり、浪岡地区の青森市営住宅等であります。

選定方法につきましては、青森地区と同様であります。「2 選定方法」の「(1) 選定基準及び配点」の表のとおり、「1 管理運営全般について」、「2 管理について」、「3 運営について」及び「4 効率性について」の 4 項目で評価いたしました。

評価項目の「1 管理運営全般について」につきましては、「管理運営方針」

から「財務の健全性」までの4項目について評価し、配点は30点としております。

評価項目の「2 管理について」につきましては、「地元雇用への配慮」から「福祉に関する取組」までの9項目について評価し、配点は50点としております。

評価項目の「3 運営について」につきましては、「市民の平等な利用を確保するための方針」から「不法行為等への対応」までの6項目について評価し、配点は40点としております。

最後に、評価項目の「4 効率性について」につきましては、経費の妥当性と全体経費の縮減等を収支計画によって評価するもので、30点を配点しており、これら4項目合計の150点を満点としております。

次に、2ページをごらんください。

「(2) 個別項目採点基準」であります。採点は「大変よい」から「全く不十分」までを各項目において評価しております。

「財務の健全性」では、直近3事業年度の当期利益及び利益剰余金を採点対象とし、一度でも債務超過の状態がある団体については、応募資格がないものとし、利益剰余金がマイナスの場合は、審査の結果失格とする場合があります。配点は10点となっております。

「4 効率性について」の採点では、提案された事業計画、その他の提案内容等と指定管理料を総合的に勘案して評価するものとなっております。

次に、3ページをごらんください。

選定に当たっては最低得点を設定しており、これを下回る場合は失格とすることとしております。

最低得点は2ページ上表のとおり、個別項目の普通と評価される場合の点数の合計と、「財務の健全性」における配点10のうち50%に当たる点数及び効率性の基本点を合計して算出した82点に設定しております。

なお、「効率性について」を除く獲得点数の合計が、個別項目採点基準において、普通とした点数及び財務の健全性の配点のうち、50%の点数の合計67点に満たない場合も失格としております。

また、「(3) 選定評価委員会委員」及び「(4) 選定評価委員会開催日」につきましては記載のとおりであります。

また、応募団体は、有限会社皆成建設1者でありました。

次に、4ページをごらんください。

候補者の選定審査を行った結果、応募資格を満たし、審査結果である評価点数も95点と最低得点の82点以上であったこと、また、「効率性について」を除いた場合に、普通とした点数及び「財務の健全性」の配点の50%の点数の合計、67点以上の点数76点を獲得していることから、平成30年4月1日

から平成 35 年 3 月 31 日までの 5 年間の浪岡地区の青森市営住宅等 6 施設の指定管理者候補者として、有限会社皆成建設を選定したところであります。

以上、議案第 186 号について御説明いたしました。慎重御審議の上、なにとぞ御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○秋村光男委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。丸野委員。

○丸野達夫委員 審査結果はきちんと点数がとれているので問題ないと思うんですけども、職員の雇用・労働条件について 5 点中 2 点しかとれていないんですが、これは何の内容が悪かったんですか。

○秋村光男委員長 都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 担当課から回答します。

○秋村光男委員長 浪岡事務所都市整備課長。

○小笠原聡浪岡事務所都市整備課長 普通点が 3 点ですけども、労働条件の向上に対する具体的な提案がなかったという部分のマイナス 1 点がありまして、2 点という形になりました。

○秋村光男委員長 そのほかにありませんか。長谷川委員。

○長谷川章悦委員 青森地区の場合は、建築基準法とか、防火管理者どうか除雪とかという感じで基準を変えて再募集をしたじゃないですか。まず、このことについては浪岡地区の市営住宅には該当しないのか。

それから、指定管理料については、前回と同じなのかどうか。

最後に、かなり老朽化している施設が多く、いろいろな修理とか改修等もあると思うけれども、その辺は解決されているのかどうかの 3 点についてお聞きします。

○秋村光男委員長 都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 御質問の 2 点目と 3 点目については、担当課から回答いたします。1 点目に御質問いただきました青森地区との基準がどうかという件であります。青森地区で変更を行った防火設備の保守点検につきましては、浪岡地区は対象となるものがないということ、それから合浦サービスセンターにつきましては、個別の施設でありますので浪岡は同じような施設はないということでもあります。

また、排水管の清掃など精算経費とした部分についてであります。浪岡地区につきましては件数が少ないということもあり、需要の変動が少ないということで考えておりますので、そこは青森地区と状況が違っていると考えております。

○秋村光男委員長 浪岡事務所都市整備課長。

○小笠原聡浪岡事務所都市整備課長 指定管理料に関しましては、前回は少

し向上させまして、金額的には上がっています。

それから、建て物の修繕等に関しましては、老朽化はしておりますものの、市全体の中での改修ということになりますので、浪岡地区だけということではなくて、青森市全体の中で精査してございます。

○秋村光男委員長 ほかにございませんか。天内委員。

○天内慎也委員 言い忘れていましたが、本案には反対します。

○秋村光男委員長 ほかにございませんか。山本委員。

○山本武朝委員 長谷川委員からもありましたけれども、確かにこの浪岡地区の市営住宅、本当にかなり古くて、何軒かお邪魔したこともあるんですが、修繕は建設会社なので迅速に取り組むということで、その修繕費の枠の中で取り組むということですか。

○秋村光男委員長 都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 担当課から回答します。

○秋村光男委員長 はい、浪岡事務所都市整備課長。

○小笠原聡浪岡事務所都市整備課長 修繕に関しましては、13万円までに関しましては指定管理者が、それ以上の修繕に関しましては、協議した上で、基本的には市が修繕するという立場であります。

〔山本武朝委員「1件につきですか」と呼ぶ〕

〔小笠原聡浪岡事務所都市整備課長「はい」と呼ぶ〕

○秋村光男委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○秋村光男委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、反対意見がありますので、起立により採決いたします。議案第186号については、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○秋村光男委員長 起立多数であります。

よって、議案第186号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第208号「市道の路線の廃止について」及び議案第209号「市道の路線の認定について」については関連がありますので、一括議題といたします。なお、採決は議案ごとに行います

両案に対する説明を当局から求めます。都市整備部理事。

○八戸認都市整備部理事 議案第208号「市道の路線の廃止について」及び議案第209号「市道の路線の認定について」は関連がありますので、まとめて御説明申し上げます。

初めに、路線の認定を行う目的について御説明申し上げます。路線の認定

は、道路法上の道路として道路管理者を明確にし、適正に維持管理するために行うものであります。

また、既に認定した路線について、これにかわるべき路線を新たに再認定しようとする場合や、一般交通の用に供する必要がなくなった場合につきましては、当該路線を廃止することができるかとされております。

それでは、資料に基づいて順次御説明申し上げます。

まず、議案第 208 号「市道の路線の廃止について」の資料 1 ページをごらんください。

今回廃止しようとする路線は 4 路線で、延長が 351.6 メートル、面積が 2110 平方メートルとなっております。

これら 4 路線は、市への道路用地の寄附や開発道路の帰属により、既に認定した路線の起点もしくは終点またはそのいずれもが変更となるため、旧路線を廃止し、新路線として再認定しようとするものであります。

廃止理由の内訳は、寄附によるものが 3 路線、開発道路の帰属によるものが 1 路線となっております。

2 ページ以降は、廃止しようとするそれぞれの路線図となっており、旧路線の廃止と新路線の再認定との関係が分かりやすいように、廃止しようとする旧路線を黒で、当該路線に関連する新路線を赤で表示しております。

それでは、その一部について具体的に御説明申し上げます。

初めに、3 ページの廃止路線図 2 をごらんください。

当該路線は、黒字表記の G 8-76 大野若宮 76 号線の地先の私道を寄附採納したため、これを一旦廃止し、新たに寄附採納した部分を含めて赤字表記の G 8-78 大野若宮 78 号線として再認定しようとするものであります。

次に、4 ページの廃止路線図 3 をごらんください。

当該路線は、黒字表記の 1048 平野 7 号線の地先の開発行為に伴って建設された道路が市に帰属されたため、これを一旦廃止し、帰属された部分を含めて赤字表記の 1274 平野 14 号線として再認定しようとするものであります。

続いて、議案第 209 号「市道の路線の認定について」の資料 1 ページをごらんください。

今回、認定しようとする路線は 12 路線で、延長が 1213.2 メートル、面積が 8453 平方メートルとなっております。

これら 12 路線は、市への道路用地の寄附や開発道路の帰属により、新たに認定しようとするもの、または旧路線を廃止し、延長して新路線として再認定しようとするものであります。

認定理由の内訳は、寄附によるものが 6 路線、開発行為に伴う帰属によるものが 6 路線となっております。

2 ページ目以降は、認定しようとするそれぞれの路線図となっており、認

定しようとする新路線を赤で、当該路線に関連して廃止しようとする旧路線を黒で表示しております。

それではその一部について具体的に御説明申し上げます。

初めに、3ページの認定路線図2をごらんください。

当該路線は、開発行為に伴って建設された道路が市に帰属されたため、E8-124 新城平岡 124 号線、E8-125 新城平岡 125 号線及びE8-126 新城平岡 126 号線として、それぞれ認定しようとするものであります。

次に、5ページの認定路線図4をごらんください。

当該路線は、私道を寄附採納したためF7-142 浪館 142 号線として認定しようとするものであります。

以上、議案第208号「市道の路線の廃止について」及び議案第209号「市道の路線の認定について」、よろしく御審議の上、御議決を賜りますよう、お願い申し上げます。

説明は以上でございます。

○秋村光男委員長 これより質疑を行います。

御質疑ございませんか。丸野委員。

○丸野達夫委員 これは一括採決するんですね。

○秋村光男委員長 いえ、議案ごとに採決です。

○丸野達夫委員 くだらない質問ですが、あり得ないんですけれども、一括採決でないから確率としてはゼロではないんですが、廃止を可決して認定を否決した場合には、路線がなくなるんですか。

○秋村光男委員長 都市整備部理事。

○八戸認都市整備部理事 そのとおりです。

○秋村光男委員長 丸野委員。

○丸野達夫委員 そうすれば、これは一括採決したほうがいいのではないですか。そうではないんですか。わからないけれども、一本一本だと路線がなくなる可能性——反対はしないと思うけれども、確率が残るということです。

○秋村光男委員長 一方で廃止して、一方で認定しないということですか。丸野委員。

○丸野達夫委員 確率がゼロではないじゃないですか。全員で採決するんですから。

○秋村光男委員長 事務局、どうですか。

○石澤貴志議会事務局議事調査課主査 丸野委員の御指摘ではありますけれども、今回は議案ごとでお願いいたします。

○秋村光男委員長 道路が消えてしまうという可能性も全くないわけではないという不安はありますけれども、議案ごとに採決させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これより採決いたします。

まず、議案第 208 号「市道の路線の廃止について」おはかりいたします。

議案第 208 号については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○秋村光男委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 208 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 209 号「市道の路線の認定について」おはかりいたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○秋村光男委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 209 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、今期定例会において本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

(審 査 終 了)